

## 第二 1907年「癩予防二関スル件」

は「黴（梅毒の意）癩之遺毒に係る如きなり」（浅田宗伯著『先哲医話』「後藤良山」と述べ、片倉鶴陵の『黴癩新書』は梅毒を上巻、「癩」を下巻として板行された。

三点目に17世紀以降の、「家」や血縁関係に対する一般的意識の高まりを指摘できる。人々の「家」意識に影響を与えたのが、服忌令とキリシタン類族改めである。服忌令とは親族が死亡した場合、死者との関係に応じて喪に服する服喪と、謹慎すべき忌引きの日数を規定する法令である。幕府は1684年に最初の服忌令を出し、その後も何度か改訂・追加を繰り返して1736年に確定する。服忌令が規定する、死者との血縁関係＝血筋・家筋によって生ずる「穢れ」の及ぶ範囲が「親類」とされ、これは武家社会の「家」秩序の基本単位となる。ここで規定された「親類」は男系中心の家父長制原理に貫かれ、しかも男系の玄孫まで含む。服忌令は町触となって庶民にも伝えられ、17世紀後半に成立し始めた庶民レベルの「家」意識にも影響を与えたと考えられている。

服忌令と同時期、1687年にキリシタンの類族改令が出される。これは転びキリシタン（キリスト教転宗者）の親族調査であるが、転びキリシタンであった本人は、すでに17世紀のこの時期にはほとんど生存しない。1695年の類族改追加令では、転宗者の転宗以前に生まれた子は元キリシタンとみなし、転宗以後の子はその「類族」とみなすこと、「類族」の範囲は服忌令の定めた「親類」に「婿舅」を加えたものとする、転宗者本人と類族者を記した「類族帳」を作成し、誕生・死亡・婚姻・出家・奉公・移動などを逐次各村・町から届け、それを各領主は幕府の切支丹奉行に届け出ることを義務づけている。「類族」範囲に服忌令の「親類」規定が使われ、しかも六代先の玄孫にまで厳しい監視が及ぶ。キリスト教への帰依という「犯罪」を犯す可能性まで、「家」という単位で一括りに把握されるようになった。このような幕府の施策の中、人々の「家」に対する認識はより強固なものとなっていき、「癩」が「家」に伝わる病であるという意識を助長したと考えられる。

### 2. 食毒説—魚肉・獣肉食をめぐる—

一方で、当然ながら「癩」の「血脈」の人以外も罹患する。これを医学書は、食べ物や風土との関係から説明する。

中国医学はあらゆる疾病の原因の一つに、飲食による「内傷」を強調した。たとえば『三因極一病症方論』は、飲食の不摂生によって体の内部が傷ついた状態（内傷）に、「悪風」に当たるという「風因」が加わって「癩」になると考えた。中国医書は多く「食禁」として「癩」患者に肉・魚・香辛料・酒などの食べ物を禁止する。

同様に日本の医書も、「癩」と食べ物との関係を指摘する。早くは曲直瀬道三（1507-94年）の『授蒙聖巧方』（1544年）が、「癩」の病因の一つとして鳥獣虫魚の過食をあげる。香月牛山は『国字医叢』の中で、漁村や山村に住む貧しい人々が魚や獣肉を食べたり入浴しなかつたりすることにより、体の内外に汚濁が生じ、「癩」になると考えた。前掲『南山老人一家言』は食べ物による「癩」を「食癩」と呼び、貧しい漁師の家は魚を常食するために「癩」が多く、また「子に伝染すること黴瘡など同じ」と記す。

食毒によって発病した「癩」は、「血脈」の「癩」と違って治癒しやすいという考え方が、森立之『遊相医話』（1848年）などに見られる。これは「癩」を「家」に伝わる不治の「天刑病」とみな

す考え方に対して、反論の根拠ともなった。

建部清庵は「癩」治療で有名な奥州一関の医師だが、彼の『癩風秘録』（1782年）は病因に「癩風」、「食毒」、「寒邪」をあげる。このうちの「食毒」については序文で弟子建部由道が「人々種々の異食を為すこと古に倍せり。故に多く食毒より発する者有か」と記すように、貧困よりも食生活が豊かになったことによって生じたと見ている。本文で「火毒を益し、瘀血を成さしむるものを禁ず」とあって、「油膩厚味、河魚鳥獸の類」を特に「食禁」としてあげる。これは中国医書と同様の考え方である。

清庵は病因を寒邪や食毒とみることによって、「癩」の「血脈」説を否定した。

癩病血脈の類ならては此病なしと云へるも、亦不通の説なり。伯牛癩病の血脈ありや。若血脈ありて此病あらは、孔大子の命矣口とは宣給はさる筈なり。今癩病を患ふる人を見るに、皆血脈の人にあらす。血脈ある人、却て此病なし。黴瘡は湿邪より来り成る処の瘀血ゆへ、妻妾の類に伝染し、子孫三五代も遺毒あり。癩病は火毒なれば、其子も遺毒なく、妻妾も伝染せざるなり。ままたま伝染したると見ゆる者あるも、実に伝染したるに非ず。是其人たまたま寒邪或食毒等よりして発したる者なり。悪業感する処の天刑なる故にはあらすと知るべし

もつとも、清庵が「血脈」説と「天刑」病観を厳しく批判するのは、18世紀後半、彼の周囲でそのような考え方が支配的だったことの裏返しでもあった。「天刑」という言葉自体は、明代の医書『医学入門』（李木延、1575年）の中に「天刑難解」と出てくるのが早い例であるが、「癩」患者の道徳性に関する非難は655年頃の『千金方』（孫真人）に既に見られ、「癩」にかかったら世間との縁を絶ち、隠遁生活を送ることを勧めることも含めて、以後の中国医書に脈々と受け継がれていく「癩」病観である。

しかしながら日本の医書が「天刑病」という言葉に注目したのは、一般向けの簡易医書『俗解龔方集』（苗村文伯、1693年）に「癩風は天刑の疾」と書かれているのが早い例である。この頃から「癩」を「天刑病」と表現することが広がっていったと考えられる。これに対して建部清庵は、孫真人の「天刑病」観を以下のように批判する。

孫真人、四百人を治するに止た一婦人を口す。其余の三百九十九人は皆治せずと。故に已むことを得ず、天刑病なれば治方なしと云へるは、真人技窮り一時の遁辞にて滑稽なるへし

孫真人の「天刑病」観は、技術不足の医者のおいわけだと見ているのである。また香月牛山の次のような「天刑病」説を紹介する。

牛山先生、その説を主張し、天より罰せられたる病なれば、治方なし。天命因果の引処の悪業病、一度著ては離れずほとんどの天刑病なれば、傍人にも妻妾にても、其血脈の家に生れたる者は伝染することなし。如是の悪業病なれば、一度煩ひ出して後ちは、全快と云ふなしと知るへし